

名古屋港管理組合公報

平成16年5月14日
(金曜日)
第330号

目次
公告
○名古屋港港湾計画の変更の概要…………… 1

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成16年5月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 土地造成及び土地利用計画(変更)

金城ふ頭の更なる魅力を創出するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位: ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾 関連 用地	交 流 拠 点 用 地	工 業 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	合 計
金城地区	(10) 122	91	55	74	28	1	(10) 370

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2 今回の変更にかかる区域についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合